

～ 国際研修 ～

平成 22 年度カンボジア法整備支援研修

国際協力部教官

上 坂 和 央

第 1 はじめに

2011 年 2 月 1 日 (火) から同月 10 日 (木) まで、平成 22 年度カンボジア法整備支援研修を行った(日程表は文末の資料のとおり)。

研修員は、カンボジア司法省の次官を含む職員 8 名及び国土管理都市計画建設省の顧問を含む職員 6 名の合計 14 名である(詳細は、文末の研修員一覧のとおり)。

第 2 本研修実施の背景

日本は、カンボジアに対し、民法、民事訴訟法(民事執行及び民事保全に関する規定を含む)の起草支援を行い、既に両法ともカンボジア国会で成立し、現在、民法については、適用を待つ状況にある¹が、民事訴訟法については、2007 年 7 月から適用済みである。カンボジアにおいて、これらの民事法が適切に運用されるには関連法令・制度の整備が不可欠であり、JICA は、2008 年 4 月から、民事法に付属する法令の起草支援などを内容とする「法整備プロジェクト(フェーズ 3)」を開始した。そして、起草に関し、同フェーズでは、カンボジア側の起草能力を向上させるため、法令の起草の軸足を日本側からカンボジア側に移行させることとし、カンボジア司法

省では、起草を要する法令ごとに起草班を置き、まずは、カンボジア側で法令案を起草する体制を整えた。

ところで、カンボジアの民法、民事訴訟法は、いずれも不動産登記制度の整備を前提としていた。カンボジアでは、民法、民事訴訟法の成立以前から、土地法等に基づき、国土管理都市計画建設省の所管で不動産登記事務が実施されていた。しかしながら、従来の不動産登記事務は、民法が予定している所有権や担保権等の登記手続や民事訴訟法が予定している強制売却等の嘱託登記手続について、十分に対応していなかった。そこで、民法、民事訴訟法を所管する司法省は、国土管理都市計画建設省とともに、新たな民法、民事訴訟法に適合する不動産登記制度を整備する必要があった。

当初、統合的な不動産登記制度を不動産登記「法」として整備することも考えられたが、民事訴訟法の適用を受け、同法に適合する不動産登記制度を早急に整備する必要性に迫られた。そこで、2009 年 2 月、司法省及び国土管理都市計画建設省は、新たに整備すべき不動産登記制度を、民事訴訟法に関連するものと民法に関連するものに大別するとともに、いずれについてもより簡易な手続で成立する「共同省令」の形式で取り急ぎ整備し、後に法律として整備する計画を立てた。そして、既に成立していた民事訴訟法に関連する不動産登記共同省令については、先に起草を開始し、2010 年 4 月、同省令の起草作業

¹ カンボジア法における「適用」は、日本法の「施行」と同概念である。なお、カンボジア民法は、民法の適用に関する法律の成立後 6 か月で適用されることとされているが、同法律が、2011 年 4 月現在、国会審議中であり、近く成立が見込まれることから、早ければ同年末ころの民法適用が見込まれる。

をほぼ終えている²³。

その後、司法省及び国土管理都市計画建設省は、民法に関連する不動産登記共同省令の起草を開始した。しかしながら、新民法は、抵当権や根抵当権といったこれまでカンボジアになかった新たな制度が規定されており、カンボジア側の理解が必ずしも十分に進んでいなかった。また、不動産登記制度全体を根本的に設計し直す必要があるものの、カンボジア国内には検討の対象となる実務や事例等もなかった。そこで、日本側から民法や不動産登記実務に関する知見・情報を提供することで、起草を適切、円滑に進めるべく、本研修を実施したものである。

第3 本研修のカリキュラムの概要

本研修のカリキュラムの概要は次のとおりである。

- ・民法関連の不動産登記共同省令案についての報告及び協議
- ・民法の講義と質疑応答
- ・日本の不動産登記実務に関する情報提供（講義、見学、質疑応答）

第4 本研修の実施状況

1 民法関連の不動産登記共同省令案についての報告及び協議

オリエンテーションを除いた研修初日となった2月2日は、研修員から、研修開始時点で起草していた第2案の起草状況についてのプレゼンテーションがなされ、これに対する協議がされた。

研修員から、第2案の起草状況について、第4章



49条まで起草している旨の報告があった。具体的には、不動産登記に関する通則、登記申請人、登記事項の通則、登記事項の各論、その他という分類で起草中であり、通則（第1章1～7条）、登記申請人（第2章8～10条）、登記事項の通則（第3章11条～21条）、登記事項の各論（登記申請書類、所有権に関する登記事項、永借権に関する登記事項、用益権に関する登記事項に該当する第4章22条～49条）の一応の条文案ができているとするものであったが、他方で、地役権、担保物権、代位登記、買戻特約に関する条文は未だ起草されていなかった。

第2案に対して、民法作業部会の先生方からは、次のような指摘があった。

- ・利害関係者の同意なく権利の内容を変更する登記も可能となっている規定があること
- ・抵当権と根抵当権の登記事項について、本来一致すべき列挙事項に整合性が取れていないこと
- ・相続に関する登記申請の規定がないこと
- ・用語の定義条項を設けるべきであること

これらの指摘については、今後の起草作業に活かすこととなった。

そのほか、研修員から起草において問題となっている事項について報告があった。報告は、登記実務上の細かな点にも及んでいたが、報告の中の担保物権や代位制度について実体法の理解が進んでいないことと、不動産登記簿の編綴形式が不確定であることは、大きな問題であると思われた。後者は具体的には、現状でカンボジアにおいて使用されている土地登記簿は、いわゆる大福帳方式（登記用紙が登記

² 日本は、民事訴訟法に関する不動産登記共同省令の起草につき、民事訴訟法作業部会による検討、現地専門家を通じた支援のほか、本邦研修による支援もしている（2008年度カンボジア法整備支援本邦研修）。本邦研修の詳細はICDNews第39号（2009.6）で紹介している。

³ 前述のとおり、フェーズ3では起草の軸足をカンボジア側に移しているが、既に民事訴訟法に関する不動産登記共同省令や裁判上の寄託に関する省令などの法令案につき、カンボジア側で起草できるようになるなど、起草能力向上に向けた支援活動の効果が現れつつある。

順に紐で縛って編綴されており、加除やつづり替えが不可能な方式)を採用しているにもかかわらず、登記用紙に追加の記載をする余地がほとんどないことから、物理的に担保物権等を記載するスペースがない。このため、土地登記簿の編綴方式を、大福帳方式からバインダー方式(登記用紙に穴を開け、バインダーで編綴する方式)に変更すべきか検討中であるが未だ結論を見ていないため、起草にも影響している旨の内容である。

これらの問題点については、研修以前から問題になっていたが、今回の研修で少しでも改善することが望まれるものであった。

2 民法講義及び質疑応答



研修の実質2日目となった2月3日(木)から土日を含んだ8日(火)の4日間、民法作業部会の先生方を講師として、民法の講義をしていただいた。具体的なテーマと講師の先生は、次のとおりである。

- ・担保物権総則・抵当権について

(学習院大学法学部 野村豊弘 教授)

- ・弁済による代位について

(一橋大学大学院法学研究科 松本恒雄 教授)

- ・債権者代位・その他の担保物権について

(早稲田大学法学学術院 浦川道太郎 教授)

研修に当たり、研修員からは、「カンボジアで従来用いられてきた担保制度(Gage)と抵当権との違いは何か。」「根抵当権とは何か。」「といった抵当権等に関する初歩的な質問や、「弁済による代位と債権者代位の違いは何か。」「といった代位概念を巡る基本的な質問が出されるなどしており、かなりの



混乱が見られる状態であった。

しかしながら、合計4日間にわたり、講師の先生方から、各制度の概観、趣旨、要件、効果など基本的な事項や具体例についても説明がなされた結果、これらの点に関する研修員の理解は相当程度進んだものと思われる。また、適宜、登記への反映方法についても言及がなされたため、不動産登記共同省令の起草に直接繋がるものと思料される。



3 日本の不動産登記実務に関する情報提供(講義、見学、質疑応答)

- (1) 法務省民事局による講義と質疑応答

法務省民事局担当者から、古い時代の資料として保管されていた大福帳方式の不動産登記簿やバインダー方式の不動産登記簿の資料を示しながら、変遷状況や実務面から見た両方式の長所・短所について説明がなされた。研修員は、両方式の実物を手に取り、その構造をじっくりと確かめるとともに、説明を興味深く聞いていた。

- (2) 東京法務局見学と質疑応答

東京法務局では、日本の不動産登記実務の見学をするとともに、担当者から説明及び質疑応答の機会

が設けられた。



古い不動産登記簿に強い関心を持つ研修員

質疑において、司法省幹部である研修員から、大福帳方式からバインダー方式へ変更する際の人材育成方法を問う質問が出された。日本の場合には、大福帳方式からバインダー方式に移行するに際して、形式面の変更であり、おそらく登記事務について新たに職員教育をする必要性はなかったのではないと思われる。しかしながら、カンボジアでは、今後、民法に合わせた登記事務を一から導入し、職員の教育を行うことを要する。適切な不動産登記実務を実現することが可能なレベルまで職員を教育するのは、残された大きな課題であり、研修員である司法省幹部としても職員教育に憂慮していることが感じられた。



東京法務局にて

(3) 日本司法書士会連合会見学と質疑応答

日本司法書士会連合会では、同会の見学のほか、日本の不動産登記制度の歴史と現状、具体的な抵当権設定手続について、融資に伴う抵当権設定契約から登記までの一連の手続を、実際の書式を用いた説明がなされ、さらに、質疑応答も十分な対応がなさ

れた。研修員は、実際の書式を見ることで具体的なイメージを持つことができたようである。



日本司法書士会連合会にて

4 両省庁の合意について

研修最終日には、研修員として参加していた司法省次官と国土管理都市計画建設省顧問との間で、今後、不動産登記簿につき、バインダー方式の導入を検討する旨の合意がなされるに至り、研修前から共同省令起草の障害となっていた不動産登記簿の編綴方式につき、一定の見通しが立つこととなった。

第5 おわりに

研修前には、民法の理解の不足や不動産登記簿の編綴方式が不確定であることが、民法に関する不動産登記共同省令の起草の進展に影響を及ぼしていた。しかし、今回の研修を経て、これらの問題点の多くは解決されて起草が着実に進展するものと思われ、今回の研修については、研修の所期の目的を達したものと考えている⁴。

研修期間中に研修員と雑談する中で、現在、司法省で図書館を整備中と聞いた。今回の研修は、密度の濃い内容であり、多量の情報を含んでいたため、

⁴ 今回の研修員は、1月31日夜にカンボジアを出発し、機中1泊して2月1日早朝に日本に到着するという移動日程であったが、事前に研修員から「少しでも長く研修を受けたい。」との強い希望が出されたため、到着当日昼から研修を開始する日程で実施した。また、研修時には、各研修員が講師を真剣に見つめ、必死でノートを取り、積極的に質問をしていた。研修の目的を達成できた大きな要因の一つに、このような研修員の極めて前向きな姿勢があることを強調しておきたい。

研修後に、研修員個人や所属する組織内、あるいは、組織横断的にこの情報をどれだけ反芻できるかが、今後の自立的な発展にとって重要になると思われる。研修員であるカンボジア側で、研修内容の資料化を図り、図書館等を通じて組織的な自立的人材育成に役立ててもらいたいと切に願う。

最後に、本研修に多大な御支援、御協力をいただいた各関係者の方々に深くお礼を申し上げます。

平成22年度 カンボジア法整備支援研修日程表

月 日	曜 日	10:00 12:30	14:00 17:00	備考	
2 ／ 1	火	来日	JICAオリエンテーション(14:00～17:00) ICDオリエンテーション(17:00～18:00) 赤れんが共用会議室		
2 ／ 2	水	民法関連省令の報告・協議 松本恒雄教授(一橋大学大学院法学研究科) 野村豊弘教授(学習院大学法学部) 南敏文 部総括判事(東京高等裁判所) 赤れんが共用会議室	12:15～13:45 所長主催意見交換会	民法関連省令の報告・協議 松本恒雄教授(一橋大学大学院法学研究科) 野村豊弘教授(学習院大学法学部) 南敏文 部総括判事(東京高等裁判所) 赤れんが共用会議室	
2 ／ 3	木	民法講義①(担保物権総論・抵当権) 野村豊弘教授(学習院大学法学部) 赤れんが共用会議室	民法講義②(担保物権総論・抵当権) 野村豊弘教授(学習院大学法学部) 赤れんが共用会議室	17:30～18:00 大福帳及び登記簿の 変遷に関する説明 (民事局民事第二課)	
2 ／ 4	金	民法講義③(担保物権総論・抵当権) 野村豊弘教授(学習院大学法学部) 赤れんが共用会議室	民法講義④(担保物権総論・抵当権) 野村豊弘教授(学習院大学法学部) 赤れんが共用会議室		
2 ／ 5	土				
2 ／ 6	日				
2 ／ 7	月	民法講義⑤(担保物権総論・抵当権) 野村豊弘教授(学習院大学法学部) 赤れんが共用会議室	民法講義⑥(弁済による代位) 松本恒雄教授(一橋大学大学院法学研究科) 赤れんが共用会議室		
2 ／ 8	火	民法講義⑦(債権者代位) 浦川道太郎教授(早稲田大学法学学術院) 赤れんが共用会議室	民法講義⑧(その他の担保物権) 浦川道太郎教授(早稲田大学法学学術院) 赤れんが共用会議室		
2 ／ 9	水	見学(東京法務局)	見学(日本司法書士会連合会)		
2 ／ 10	木	総括質疑 浦川道太郎教授(早稲田大学法学学術院) 松本恒雄教授(一橋大学大学院法学研究科) 野村豊弘教授(学習院大学法学部) 南敏文 部総括判事(東京高等裁判所) JICA東京別館セミナーームCD	評価会・閉講式 JICA東京別館セミナーームCD		
2 ／ 11	金	帰国			

平成22年度カンボジア法整備支援研修 研修員一覧

カンボジア司法省

1	Her Excellency CHAN Sotheavy	チャン・ソティアヴィ	司法省次官
2	His Excellency BUN Honn	ブン・ホン	司法省次官補
3	Mr.TITH Rithy	ティット・ルッティ	司法省付判事
4	Mr.TOUCH Tharith	トゥ・タルット	司法省民事局長
5	Mr.KEO Setha	ケオ・セッター	司法省民事局次長
6	Ms.SO Dany	ソー・ダニー	司法省研究研修局次長
7	Ms.LAY Linna	レイ・リナー	司法省民事司法務専門官
8	Ms.SOUN Nary	ソウン・ナリー	司法省民事司法務専門官

カンボジア国土管理都市計画建設省

1	His Excellency LIM Voan	リム・ヴォン	国土管理都市計画建設省顧問
2	Mr.CHHY Leang	チャー・リエン	国土管理都市計画建設省土地登記局長
3	Mr.KOSAL Sopinak	コーサル・ソピニャ	国土管理都市計画建設省法務局長
4	Mr.PATH Sok	パツ・ソック	国土管理都市計画建設省土地登記局次長
5	Mr.KHIN Bo	キン・ポー	国土管理都市計画建設省土地登記局次長
6	Mr.CHENG Srong	チェン・スロン	国土管理都市計画建設省土地調査局次長